

農業改良資金

制度について

■制度の目的

農業者が、農業経営または農家生活の改善を目的として、合理的な生産方式または生活方式の導入を促進するため、及び農業後継者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するために、必要な資金を貸し付ける制度です。

■利用できる場合

○これまでに取り入れてなかった技術や生産方式を導入する場合

※したがって、古くなったある施設や機械等を新しく買い替える場合は、この制度を利用することができません。ただし、機

械等をより効率の高いものに買い替えて経営を改善する場合やハウス施設を面積拡大のために新しく設置する場合は利用できます。

○後継者（おおむね二十歳以上三十歳以下の方）が、別個に独立した経営を開始するとき事情により三十五歳ぐらまでは利用できます。

■資金の種類

稲作、果樹関係、生活改善資金その他いろいろな種類がありますが、今回は利用の多いハウス施設を設置するための資金について簡単に説明します。

○野菜作柄安定品質向上資金

雨よけハウスを導入するための資金（かん水施設等を含めることができます）。事業費が一戸当たり二十一万円、その八〇％まで融資、償還期間は五年以内です。

○高度転作資金

水田において転作を行うためにハウス施設を設置する場合の資金で、ハウス本体以外に、暖房・かん水施設、カーテン開閉施設等も含めることができます。南国市の平均転作率以上の転作を実施していることが借り受け条件になります。事業費一戸

当たり八十万四千円で、その八〇％まで融資、償還期間は七年以内です（うち一年間は据え置き）。

○施設園芸総合技術導入資金

鉄骨ハウスと暖房・かん水施設その他の施設、機械を導入するための資金。事業費一〇戸当たり五百八十九万円、その八〇％まで融資、償還期間は五年間です。

○部門経営開始資金

後継者が経営を自ら行う場合に貸し出す資金。六百万円まで貸し付けます。

※この資金は、ハウス設置だけでなく、稲、果樹、畜産その他の経営を開始する場合にも利用できます。

■その他

貸し付け手続きは、原則として年四回（六月、八月、十月、一月）で、農協を通して行ってください。必要な書類は農協にあります。

改良資金は無利子の反面、借り受けに当たってはいろいろな制約や条件がありますので、借り受けを希望される方は、事前に農協または南国農業改良普及所（☎2277）までご連絡ください。

これからの

早期稲の管理

■生育状況

今年の稲の初期生育は、軟弱徒長苗、田植え後の強風、低温により活着は遅れたものの、五月上旬の好天に恵まれ草丈が低く、茎数も多く推移しています。

■水管理

茎数の確保が比較的早くできそうなので、過繁茂の防止に重点を置きます。

コシヒカリでは、必要茎数（一平方メートル当たり四百四十本）を確保した時点で、間断かん水から中干しに移行し、中干し後は急激な湛水をせず、根の健全化に特に留意します。

ナツヒカリでは、施肥窒素や植え付け株数が多く過繁茂となりやすいのですが、強い中干しをすると、紋枯病の誘発や葉色の低下等による減収となるので、飽水管理程度にとどめます。

■穂肥の施用

今後の天候によって施肥時期、量は変動が予想されますが、平年並みの生育になるとすると、ナツヒカリでは、穂肥は六月八日ごろ（出穂期の二十五日前

に、もみ数の増加、退化もみの防止を目的としてNK化成で一〇％当たり一五％程度を施します。コシヒカリでは、六月二十五日ごろ（出穂期の十八日前

に、退化もみの防止、登熟の向上を目的としてNK化成で一〇％当たり一〇％程度を施します。

■低温障害（障害不稔）の防止

例年六月中下旬には特異的に気温が低下する時期があります。この時期、極早生品種では低温に最も弱い時期（出穂期前十五日〜十八日ごろ）に当たり、気温が一七度以下になると不稔もみが発生します。

不稔を防止するため、穂ばらみ期前から深水管理とし、水の保温効果で冷え込みから稲の穂を守ってください。

■黒点症状米の発生防止

稲の花が開いている間にスリップスガもみの中に侵入すると、実が入らない不稔や玄米に黒いくさび状の跡がつく黒点症状米の原因になります。スリップスの防除は簡単にできますが、出穂後では効果がありませんので、出穂直前防除を必ず実施してください。

※詳しい内容は、例年どおり穂肥の現地検討会で協議します。